

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 刑法の一部改正

- 1 人身買受けの罪の法定刑を「3月以上5年以下の拘禁刑」から「6月以上7年以下の拘禁刑」に引き上げる。

(第226条の2第1項関係)

- 2 未成年者買受けの罪の法定刑を「3月以上7年以下の拘禁刑」から「6月以上10年以下の拘禁刑」に引き上げる。

(第226条の2第2項関係)

- 3 営利目的等人身買受けの罪及び人身売渡しの罪の法定刑を「1年以上10年以下の拘禁刑」から「2年以上15年以下の拘禁刑」に引き上げる。

(第226条の2第3項及び第4項関係)

- 4 所在国外移送目的人身売買の罪の法定刑を「2年以上の有期拘禁刑」から「3年以上の有期拘禁刑」に引き上げる。

(第226条の2第5項関係)

二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正

児童買春等目的人身売買の罪の法定刑を「1年以上10年以下の拘禁刑」から「2年以上15年以下の拘禁刑」に引き上げる。

(第8条第1項関係)

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(附則第1条関係)

2 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第3条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行う。